

山口市行政改革推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な行政経営を目指し、広く民間有識者等の意見を聴くことを目的として、山口市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、山口市の行政改革大綱の策定及び推進に関して、必要事項について調査研究し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。